

第2号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

県内他市の状況等に鑑み、扶養手当の額について改定したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「1 万 3,000 円」を「1 万 4,000 円」に、「6,500 円」を「7,000 円」に、「1 万 1,000 円」を「1 万 2,000 円」に改め、同条第 4 項中「5,000 円」を「5,500 円」に改める。

別表 8 級の欄を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。